

懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、職員の懲戒処分を次のとおり行いましたので公表します。

交通死亡事故

1. 事案の概要

自家用車を運転し帰宅途中、道路を横断してきた女性と車の右前部と衝突し、女性を死亡させたもの。

2. 被処分者

所 属 建設課土木下水道グループ
職氏名 主査 山田 元
年 齢 47歳

3. 処分内容

減給5か月10分の1（地方公務員法第29条第1項第3号）

4. 処分年月日

平成23年6月1日